

特定非営利活動法人 CAP センター・JAPAN

定款運用規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人CAPセンター・JAPAN定款(以下「定款」という。)の施行・実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称の略称)

第2条 定款第1条本文中「特定非営利活動法人CAPセンター・JAPAN」の英文名を「Child Assault Prevention Center JAPAN」とし、英文略称を「CCJ」とする。また、英文略称「CCJ」の日本語呼称を「シーシージェイ」とする。

(入会申込書)

第3条 定款第7条に規定する入会申込書は、別紙で定める。

(退会届)

第4条 定款第10条に規定する退会届は、別紙で定める。

(書面議決等の書式)

第5条 定款第29条第2項における書面による表決権行使とは、表決権行使書面によるものとし、その様式は別紙で定める。

2 定款第29条第2項における代理人による表決権行使とは、委任状によるものとし、その様式は、別紙で定める。

(役員職務権限および報酬)

第6条 定款第32条(5)役員職務及び報酬については以下のように定める。

- 2 理事および監事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。
- 3 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 役員職務権限は、定款第15条に定める内容を遵守するものとする。
- 5 理事及び監事の報酬は無報酬とする。

(委員会)

第7条 本法人の会務の執行のために、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 各委員会の委員等は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 各委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(マンスリーサポーター)

第8条 定款第6条に定める会員とは別にクレジット決済によって寄付金を継続して納める者をマンスリーサポーターとする。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。(2021年2月27日理事会議決)